

# 行政改革大綱(第三次)を策定しました

行財政を取り巻く環境の変化に対応し、町民のニーズに的確に 대응することのできる行政運営を推進していきます。

## はじめに

本町では、経済の低迷が続く中で、町政運営の基盤である財政の健全化や、事務運営の改善など、行財政運営の簡素・効率化を進め、行財政基盤の強化を図ってきました。

昭和六〇年度並びに平成八年度には、社会経済情勢の変化や多様化する町民ニーズを踏まえて的確に対応できる行政組織への転換、地方分権の時代にふさわしい開かれた町政の実現を目指し、より簡素で効率的な行政機構を構築し、時代の要請にあった行政サービスを提供するため行政改革大綱を策定し、これに基づく実施計画により民間有識者等で構成される「行政改革懇談会」の意見を反映しつつ改革に努めてきました。

その間、簡素にして効率的な行政システムの構築を目指した五部制から三部制への移行、はがき・インターネットによる町への提案、行政手続及び情報公開の導入等による開かれた行政の推進、アウトソーシング等を含めた事

務事業の見直し、定員削減による人件費の節減や、合理化などを図りつつ行政運営の向上に取り組んできました。

このような中で、平成十六年十二月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受けて、地方公共団体が計画的な改革を推進する「集中改革プラン」を策定し、公表することとしました。

また、分権型社会システムへの転換が求められている今日、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化、健康保険法等の社会保障制度の改正、次世代育成支援法制定や三位一体改革による税源移譲等の動向など社会経済情勢の変化に適切に対応することが一層求められています。

これらの状況を改めて認識し、更なる改革を進めていくことが必要であり、

## 基本方針

(1) 分かりやすく親切的な行政サービスの提供

行政サービスは、町民のために行うものですから、実施までのプロセスを含め透明性が高く町民に分かりやすいものでなければなりません。

そのために、町民のニーズを的確に

把握し、施策にいち早く反映する仕組みづくりや、公平で公正な行政サービスを迅速かつ効率的に提供する職員の育成を目指します。

(2) 最少の経費で最大の効果を上げる

### 行政運営

財政を取り巻く環境は、一層厳しさを増していますが、少子高齢社会による新たな行政課題への取組みなど、喫緊な課題が山積されています。

限られた財源を最大限に有効活用し、より質の高い行政サービスを提供するために「コスト意識」を持った行政運営に努めます。

また、事業の達成度・成果重視の視点から、効率的・効果的な行政運営の構築を目指します。

(3) 町民と行政の協力関係の推進

個性的でかつ魅力的なまちづくりを進めていくために、町民と行政との連携、協力関係の必要性が高まっています。

町民と行政が協働したまちづくりを進めていくためには、情報の公開と提供を進め、行政に関する情報や考え方を積極的かつ分かりやすく町民に説明し、行政情報の住民との共有化に努

め、行政への関心を高めるとともに、行政運営への参画を進めていくことが重要です。

町民と行政の役割分担を明確にし、町民と協働したまちづくりの実現を目指します。

## 行政改革推進の視点

先に掲げた三つの基本方針を達成するために、五つの視点で改革を行います。

(1) 事業の見直し

少子高齢化の進行という時代の趨勢うねりの下で、福祉、環境、教育問題など様々な課題について町民の意識が高まる中、複雑化・多様化する町民ニーズに対する的確な対応が迫られています。

従来から地域では、多くの住民や団体によって、ボランティアをはじめ様々な町民活動が行われる中で、住民と行政との協働のまちづくりを推進する組織である「まちづくり協会」は、平成十六年二月にはNPO法人となり、協働活動の核を担っています。

行政が行うべき事業が否かを十分に検討し、民間に任せられた方が効果的であるサービスは民間に委ねるなど業務の見直しや、電子自治体の推進等により事業の見直しを図ります。

◆ 行政評価システムの導入と事業への反映

◆ 情報通信技術（ICT技術）を活用

した行政サービスの推進

◆指定管理者制度の活用など効果的な施設の管理・運営

◆業務の性質や費用対効果等を含め委託の必要性の検討と委託化の推進

◆環境に配慮した事業の推進

◆入札や契約制度における一層の競争性、透明性、公正性の確保とその改善

## (2) 財政の健全化

国や地方の財政状況は今後も厳しい状況が続くことが見込まれることから、将来の世代に過大な負担を残さない健全な財政基盤の確立が必要です。

中期財政見通しを測りつつ計画的な財政運営に努めるとともに、経費の徹底した削減や負担の公平、補助金の見直し等により財政の健全化を図ります。

◆町税等の自主財源の適正な確保と新たな財源確保施策の導入

◆受益者負担に基づく負担の公平性の確保

◆補助金等の適正化

◆経常的経費の節減、支出の抑制

◆財政状況の積極的な情報提供

## (3) 人材育成の推進と給与・定員の適正化

行政サービスを受けるのも提供するもの「人」であり、行政サービスを向上させるにはこれを行う職員的能力開発や人材育成が必要です。

職員一人ひとりが行政改革の担い手

であるという自覚を持って取り組みため、意識改革を求めるだけでなく、職員のやる気ややりがいといった面にも目を向けて、能力や業績に応じた昇昇格・給与制度や、意欲的で行動力のある職員の育成、適正な職員配置等により職場の活性化を図ります。

◆能力や業績の適正な評価と効果的な活用

◆計画的な研修の実施

◆適切な対応と接遇マナーの向上

◆定員及び給与の適正化の推進

## (4) 時代に即応した組織・機構の見直し

「人・物・金・情報」といわれる行政資源があっても、それを効率よく活用するしくみがなければ質の高い行政サービスを提供できません。

常に社会環境や行政需要の変化に対応した行政サービスの提供体制の整備、住民に親しまれ分りやすく、しかも円滑で合理的な組織体制の構築を目指します。

◆意思形成過程が簡素で合理的な組織の編成

◆危機管理体制の整備

## (5) 開かれた行政と協働の推進

行政改革を進めるためには、町民の理解や協力が必要です。また、町民の目線で事業評価を行うことや行政サービスを提供することが、町民の満足度

の向上にもつながります。

町民と協働したまちづくりを進めていくために、ボランティアやNPOなどによる主体的な町民活動を育成支援するとともに、町民の意見を行政に反映させる制度の充実や、情報提供・情報公開を進めつつ町民参画の推進を図ります。

◆情報提供の充実、情報公開の推進

◆意思決定への町民参加

◆協働への支援・仕組みづくり

## 改革の期間

行政改革の推進期間は、平成十七年度から平成二十一年度までの五年間を設け、着実な行政改革の展開を図ります。

## 推進体制等

### (1) 具体的な取組み項目

行政改革大綱の目標の実現に向けて、具体的な取組みと実施年度を明らかにした「葉山町行政改革大綱実施計画(集中改革プラン)」を策定し、計画的に行政改革の推進を図っていきます。

### (2) 推進体制

全庁的な行政改革の取組みや進行管理は、「葉山町行政改革推進本部」において行います。さらに、進捗状況等を町民代表等か

ら構成される「葉山町行政改革懇談会」へ適時報告し、意見や提言を求めるとともに、広報等により町民に公表していきます。

なお、行政改革大綱の目標の実現に向けて、具体的な取組みと実施年度を明らかにした葉山町行政改革大綱実施計画(集中改革プラン)は、役場情報コーナー及び町ホームページで公表しています。

問合せ 総務課

☎内線三一二・三一五



2月14日に葉山町行政改革懇談会の正副会長より、葉山町行政改革大綱(第3次)と葉山町行政改革大綱実施計画(集中改革プラン)に対する意見書が提出されました。

# 介護保険制度が変わりました

介護保険制度は、老後生活最大の不安要因ともなっている介護を、社会全体で支えあっていくことを目的としています。制度の施行から5年を経て、できる限り住み慣れた地域や居宅で生活が営めるよう、予防重視型サービスの充実が図られました。

問合せ 福祉課 ☎内線231～233

## ◆今までの認定

非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
-----	-----	------	------	------	------	------

## ◆これからの認定と利用できるサービス



<p><b>地域支援事業</b> (要支援・要介護とならないための介護予防)</p> <p><b>一般高齢者施策</b> 元気な一般高齢者への啓発事業など</p> <p><b>特定高齢者施策</b> 虚弱高齢者への予防事業 運動器の機能向上 口腔機能の向上 栄養改善事業</p>	<p><b>予防給付</b> (要支援認定者(軽度)が重度化することを予防する事業)</p> <p><b>在宅サービス</b> 訪問系サービス 通所系サービス など</p> <p><b>地域密着型サービス</b> 介護予防認知症対応型通所介護 など</p>	<p><b>介護給付</b> (これまでの介護保険事業のことで、改正後は要介護1以上の人が利用できます。)</p> <p><b>在宅サービス</b> 訪問系サービス 通所系サービス など</p> <p><b>施設サービス</b> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 など</p> <p><b>地域密着型サービス</b> 認知症対応型共同生活介護 など</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 町非常勤嘱託員

### (介護保険認定調査員)募集

○(介護保険認定調査員)

内容 介護保険認定調査の実施及び関連事務

資格 次のいずれかの有資格者が講習

修了者で、普通自動車免許所持者  
※保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー(平成17年度受講者可)、ホームヘルパー1級・2級  
受付期間 4月3日(月)～12日(水)

試験日 4月20日(木)  
採用期日 平成18年5月1日(月)  
申込み・問合せ 4月3日(月)から配布する申込書に必要事項を記入して、本人が持参  
福祉課 ☎内線231～233

# 浄化槽の適正な維持管理をお願いします

浄化槽を適正に維持管理するために、次の3点が法律(浄化槽法)で定められています。

## 1 清掃

浄化槽の浄化能力を維持するために毎年1回清掃しましょう。(全バッキ型浄化槽はおおむね6ヶ月に1回)

### ●清掃の申込み

次の業者へ申込みください。

葉山興業 ☎875-0643

木古庭・堀内・長柄地区

葉山衛生社 ☎875-3075

上山口・下山口・一色地区

※清掃の際は立会いをお願いします。立ち会い後、「清掃連絡票」を確認し、押印してください。

※清掃手数料の支払いは、翌月に送付される「納入通知書」でお支払いください。

問合せ 環境課 ☎内線223

## 2 保守点検

家庭用浄化槽は3～4ヶ月に1回の

保守点検が必要です。業者に委託する場合は、県登録業者へ申込みください。

問合せ 鎌倉保健福祉事務所  
☎0467-24-3900 内線262

## 3 法定検査

浄化槽を使い始めてから6ヶ月後、その後は、1年に1回検査を受けることが必要です。

申込み・問合せ

(社)県生活水保全協会検査センター  
☎0467-25-3542